

関西広域連合 調理師免許担当 あて

FAX番号 06-6443-7566 (郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかでご提出ください。)

※ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県内で就業されている調理師の方のみ、  
関西広域連合にご提出ください。

※ 届出期間:平成29年1月1日～1月15日まで。

## 調理師業務従事者届

※平成28年12月31日現在の状況をご記入ください。		届出日	平成 29年 1 月 日		
ふりがな		性別	男・女	年齢	歳
氏名					
本籍地都道府県名 (日本国籍でない方は国籍)					
住所	〒 都・道 府・県  (電話)				
調理師名簿登録	登録を受けた 都道府県名	関西広域連合 ・ 都・道 府・県 <small>※関西広域連合から免許を受けられた方は関西広域連合に○をしてください。</small>			
	登録番号	第 号			
	登録年月日	昭和 年 月 日 平成			
業務に従事する 場所	1. 寄宿舍 5. 社会福祉施設 9. 魚介類販売業 2. 学校 6. 介護老人保健施設 10. そうざい製造業 3. 病院 7. 矯正施設 11. その他 4. 事業所 8. 飲食店営業				
	所在地	府・ 県			
	電話番号				
	名称				
備考					

(注意) 該当する文字又は数字を○で囲むこと。

# 調理師の皆様へ

調理業務に従事されている調理師は、調理師法により2年に1度、調理師業務従事者届の提出が義務付けられています。

届出は、定められた2年ごとの年の12月31日現在の業務従事状況を、翌年1月15日までに就業地の都道府県知事(注)に届け出ることとされており、平成29年が届け出る年にあたります。

(注)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県内で就業されている方は、関西広域連合に届出を行ってください。

## <対象者>

平成28年12月31日現在、次の施設で調理の業務に従事している調理師の方

- ① 寄宿舍、② 学校、③ 病院、④ 事業所、⑤ 社会福祉施設、⑥ 介護老人保健施設、⑦ 矯正施設、⑧ 飲食店営業、⑨ 魚介類販売業、⑩ そうざい製造業、⑪ その他多人数に飲食物を調理して供与している施設

## <提出するもの>

裏面の「調理師業務従事者届」

※ 平成28年12月31日現在の従事状況等を記入してください。

## <提出期限・提出先>

平成29年1月1日～15日までに、下記までご提出ください。(郵送、ファクシミリ、電子メール可)

〒530-0005

大阪市北区中之島5-3-51 大阪府立国際会議場11階

関西広域連合 調理師免許担当

電話 06-4803-5669 FAX 06-6443-7566 電子メール shikakushiken@kouiki-kansai.jp

(窓口対応日時)

9時30分～17時まで(土曜日、日曜日及び平成28年12月29日(木)～平成29年1月3日(火)を除く)

○ 施設区分は下記を参考にしてください。

1	寄宿舍	学生又は労働者を寄宿させる施設
2	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校、学校給食センター等
3	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院(20人以上入院させる施設)の患者給食
4	事業所	会社、工場、事業所、官公署等の従業員給食
5	社会福祉施設	保護施設、児童福祉施設(保育園、乳児院等)、老人福祉施設(特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等)、身体障害者福祉センター、婦人保護施設等
6	介護老人保健施設	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設
7	矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所
8	飲食店営業	一般食堂、料理店、すし店、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業施設
9	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設
10	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業施設
11	その他	自衛隊、有料老人ホーム、一般給食センター、診療所等